### 香里小学校 P T A 会員の皆様

令和 5年 10月 2日 PTA本部 選出委員会

## 令和6年度PTA本部役員及び会計監査の選出について

日頃より P T A 活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。 この度、下記のとおり令和 6 年度 P T A 本部役員及び会計監査の選出を行いますのでお知らせします。

記

○立候補受付期間 : 10月2日(月)~10月13日(金)

○学年候補選出日程: 選出辞退申出期間 10月 2日(月)~10月13日(金)

選出用紙提出期間 10月16日(月)~10月31日(火)

抽選による候補選出 11月11日(土)

○選出日(互選会):11月18日(土)

○選出結果の発表 : 11月20日(月)

選出方法:立候補及び学年候補からの選出

立候補者より選出し、立候補者が定数に満たない場合は、抽選で選出した学年候補者

より選出します。

また、会計監査委員及び補欠については、学年候補者より選出します。

## ※立候補及び辞退申出についてはミルメールでもご案内致しますので必ずご確認をお願い致します。

なお今回配布の資料は、本部役員立候補受付及び辞退(やむを得ず特別な事情での辞退を申請する場合)の申請です。

規約に準ずる辞退申出(本部役員経験、令和5年度委員経験等)は、後日10月16日(月)に改めて 資料を配布し、ご回答していただくことになっております。お間違えの無いようにお願いいたします。

令和5年10月2日 PTA本部 選出委員会

# 令和6年度PTA本部役員の立候補について

平素よりPTA活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。
さて、下記の通り令和6年度PTA本部役員の立候補を募りますので、**立候補される方は 10月13日(金)まで**に下記Googleフォームにてご回答ください。

★URL https://forms.gle/sznzWccZsK3faW1Z7



#### 【立候補について】

- ・別紙でお知らせしている通り、役職を選択して立候補できます。(PTA規約附則第2条2項)
- ・PTA本部役員を過去に経験された方でも立候補できます。
- ・回答された立候補について受理されたことを10月20日(金)までに連絡します。立候補されたにもかかわらず、10月20日(金)までに立候補用紙受理の通知がない場合は、学校にご連絡ください。
- ・他の立候補者の状況は、全立候補者への情報提供の公平性を保つため、お問合せいただいても個別にお伝えすることはできません。
- ・立候補はいずれか一つの役職のみとします。
- ・立候補を取り下げた場合、選出辞退可能者以外は学年候補の選出対象になります。

## 【PTA本部役員の選出方法について】

- ・本部役員 9 人のうち、立候補者が定数を超える役職を互選にて選出したうえで、定数に満たない 役職を、会長→副会長→書記→会計→生活指導委員長→ふれあい事務局長の順に、学年候 補者より互選にて選出します。
- ・互選会にて立候補している役職が定数を超え、選出で落選した場合は、その場で欠員がある役職に立候補することができます。なお、立候補せずに欠員の役職の選出方法が抽選となった場合は、 学年候補者からの選出とし、落選した立候補者は抽選の対象から除外するものとします。
- ・学年候補選出は、11月11日(土)に抽選(代引き)を実施し、11月18日(土)に 立候補者と学年候補者での互選会を開催します。
- ・立候補に関するご質問等がある場合は、メールにてご連絡ください。香里小PTA選出委員会: kouripta2023.sensyutu@outlook.com

香里小学校 P T A 会員の皆様

令和5年10月2日PTA本部選出委員会

## 令和6年度PTA本部役員及び会計監査の選出に係る選出辞退申出について

日頃よりPTA活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

令和6年度PTA本部役員及び会計監査の選出を行うにあたり、何らかのご事情で役員の任務が常時執行できない状態にある会員におかれましては、香里小学校PTA規約附則第2条第6項の規定に基づき、選出辞退を申し出ることができます。申し出を行う場合は、以下のとおり手続きを行う必要がありますのでお知らせいたします。

### <選出辞退申出の流れ>

選出辞退申出をする方は「令和6年度役員選出辞退申出書」の用紙を学校から受け取ってください。電話もしくは連絡帳等で学校へ連絡をしていただければ、児童経由で用紙をお渡しします。

 $\downarrow$ 

記入済みの申出書は、確実に封をしていただき、**10月13日(金)まで**に教頭先生宛に提出してください。

児童経由で提出する場合の紛失・未提出等については保護者の責任のもと管理をお願いいたします。 ご心配であれば、連絡帳等で学校側に受取の確認をとってください。

 $\downarrow$ 

申出書は、封をしたままの状態で教頭先生に届きます。申出書の閲覧は教頭先生のみが行い、申出者及びその児童の氏名、所属学年組のみ教頭先生から選出委員へ報告していただきます。申出書に記載された会員の家庭事情について P T A では関知いたしません。

 $\downarrow$ 

11月11日(土)に申出者を名簿から除外した上で学年候補選出の抽選を行います。

## <参考: 香里小学校PTA規約附則第2条第6項>

役員の任務が常時執行できない状態にある会員は、選出辞退申出書をもってのみ辞退を申し出ることが出来る。申し出先は担当T会員(教頭)とし、申し出を受けた当該T会員は、選出辞退者の氏名を選出委員へ報告するものとする。なお、各会員の辞退理由については会員の個人情報が含まれるため当該T会員限りとし、選出委員への伝達は行わない。

※ P T A ではそれぞれの家庭事情を存じておりませんので、来年度転校が決まっているなど、学校には既に報告済みのご事情でも必ずお申し出ください。

※別途お配りしておりますPTA本部の紹介プリントなどをご確認いただき、よくお考えいただいた上で申し出を行うかご判断ください。